

平成29年度危険物安全週間(期間6月4日～6月11日)

平成29年度推進標語

『あなたなら無事故の着地 決められる!』

危険物施設の定期点検制度について

しなかった場合は、30万円以下の罰金または拘留の処罰を受ける場合があります。

定期点検を実施しなければならぬ危険物施設

- ・製造所（指定数量の倍数が10以上、または地下貯蔵タンクを有するもの）
- ・屋内貯蔵所（指定数量の倍数が150以上）
- ・屋外タンク貯蔵所（指定数量の倍数が200以上）
- ・屋外貯蔵所（指定数量の倍数が100以上）
- ・地下タンク貯蔵所
- ・移動タンク貯蔵所
- ・給油取扱所（地下貯蔵タンクを有するもの）
- ・一般取扱所（指定数量の倍数が10以上、または地下貯蔵タンクを有するもの）

危険物施設の所有者、管理者または占有者は、危険物取扱者または危険物取扱者の立会いを受けた者などに、消防法で定める構造や設備基準の適合状態について定期的に点検させ、その点検記録を一定の期間保存しなければなりません。点検結果は、消防本部に報告する義務はありませんが、消防職員が立入検査を実施する際に点検の実施状況や保存状況を確認するため、点検記録表の提示を求められる場合があります。また、点検を実施しなかった場合、許可の取消しまたは使用停止命令の対象となることがあります。

さらに、点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成しまたは点検記録を保存

※移動タンク貯蔵所および地下貯蔵タンクならびに地下埋設配管は「目視点検」のほか「漏れの点検」も実施する必要があります。

	目視点検の概要	漏れの点検の概要
点検内容	点検記録表の項目に沿って、目視で異常の有無を確認するもの	タンクや配管内部をガスや液体で加減圧して、圧力変化の有無により漏れがないか確認するもの
点検実施者	危険物取扱者または危険物取扱者の立会いを受けた者	危険物取扱者または危険物取扱者の立会いを受けた者で点検方法に関する知識および技能を持った資格者
点検時期	1年以内に1回以上	原則として1年以内に1回以上(危険物施設の内容によっては緩和されることがあります。)
記録の保存	点検実施日から3年間	原則として点検実施日から3年間(移動貯蔵タンクの点検記録は10年間保存し、当該車両に積載しておく必要があります。)

ガソリン携行缶の取り扱いにご注意ください

農機具や発電機の燃料タンクにガソリン携行缶から給油する際、取り扱いの不注意による引火・爆発事故が発生しています。

ガソリンは、引火性・着火性の高い危険物です。消防法では、危険物の貯蔵・取り扱いについてさまざまな規制を行っています。一定量以上の危険物の取り扱いには、危険物取扱者免許の保有者が行うか、または免許保有者の立ち合いが必要となります。

しかし、取り扱う危険物が少量であれば、一般の方々も取り扱うことが出来るので、危険物の危険性を理解せず取り扱いを行ったときに事故が発生してしまいます。

危険物を取り扱う機械器具や危険物を収納する容器に記載されている取扱説明を必ず読んで、給油方法や給油の際の注意事項、危険

物の危険性を十分理解した上で危険物の取り扱いを行うってください。

携行缶を使用した給油時の注意事項

- ・給油の際は、必ずエンジンを停止する
- ・周囲に火気がないことを確認する
- ・風通しのよい場所で行う
- ・携行缶を地面に置くなどして静電気の除去を行う
- ・タンクキャップを外す前に、圧力調整ネジを緩めて内圧を解放する
- ・給油ノズルを確実に取り付ける

危険物安全週間中の市消防本部の取り組み事業

- 広報、ポスター等による啓発普及
- 危険物施設等への立入検査

【お問い合わせ先】

市消防本部消防課
 ☎ 32・0119 / FAX 32・3595
 Mail:shoubou@city.koma
 tushima.i-tokushima.jp